

「松山城を活用した光のアートイベントを契機とした城下町商店街への回遊とブランディング」
企画運営業務 企画提案（プロポーザル）実施要領

2020年7月3日

松山中央商店街連合会、松山ロープウェー中央商店街振興組合
道後商店街振興組合、株式会社まちづくり松山

松山中央商店街連合会、松山ロープウェー中央商店街振興組合、道後商店街振興組合、株式会社まちづくり松山の4者（以下、「発注者」という。）では、「松山城を活用した光のアートイベントを契機とした城下町商店街への回遊とブランディング」企画運営業務の業務委託について、次のとおり募集しますので、参加希望者は下記の事項に従い応募してください。

記

1. 趣旨

城下町としてのブランディングによる商店街の活性化を目的に、松山城の文化的価値を活用した光のアートイベントを、商店街と一体的なエリアで開催する。インスタグラム等のSNSで情報が拡散されるコト消費型コンテンツとして企画・提供し、通行量が少ない夕方以降の来街者を増加させ、商店街のナイトタイムエコノミーの活性化を目指す。

当事業の実施にあたっては、専門的知識と豊富な実務経験に基づくコンテンツ作成やイベント企画能力が必要となるため、本業務を一体的・効果的に実施できる民間業者からの企画提案を募集する。

2. 業務の概要

（1）業務の名称

「松山城を活用した光のアートイベントを契機とした城下町商店街への回遊とブランディング」
企画運営業務

（2）イベント・業務の内容 ※詳細内容は仕様書による。

- ① 城下町商店街への回遊を促す取組
- ② ロープウェー商店街～松山城山ロープウェー東雲口駅舎での光のアートイベント
- ③ 長者ヶ平～松山城での文化財を活用したプロジェクションマッピング等、光のアートイベント（一部有料エリア）
- ④ 国内・海外へのプロモーション、広告宣伝の展開

（3）契約期間 契約締結日から2021年3月中旬まで

（4）見積価格の上限 106,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（5）委託経費の支払条件 イベントが全て終了した後に業務完了報告書を提出することとし、精算払いとする。ただし、一部前金払いが必要な場合は、契約時に協議して支払時期を定める。

3. 応募する者に必要な資格、その他の注意事項

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること

- （1）単独の法人格を有している者、若しくは、複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

でないこと。

- (3) 松山市の入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (5) 当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 単独の法人の場合は、当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
- (8) コンソーシアムでの参加の場合は、次のすべての要件を満たしていること。
 - ① 参加事業者の全てが上記（2）～（7）に定める要件を満たしていること。
 - ② コンソーシアムの適切な名称を設定すること。
 - ③ 参加事業者の中から代表事業者を定めること。なお、参加表明書等の提出後に代表事業者を変更し、又は参加事業者の全部若しくは一部を変更すること（特定の参加事業者を除外し、又は新たな参加事業者を追加する場合を含む。）は原則として認めない。
 - ④ ほかの単独又はコンソーシアムで参加する事業者を参加事業者に含まないこと。
 - ⑤ コンソーシアムの協定書を締結すること。
 - ⑥ 各分担に係る類似業務を1年以上営んでいること。

4. 応募手続き

(1) 参加意向の表明

本企画提案募集に参加を希望する者は、2020年7月22日（水）17時00分までに参加申込書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXで連絡すること。

(2) 本業務に関する質疑

提案制作等に関する質疑は、次のとおり受付する。

- ⑤ 質問期限 2020年7月15日（水）17時00分（必着）
- ⑥ 質問方法 電子メール又はFAXにより提出すること。
- ⑦ 回答日 2020年7月17日（金）中
- ⑧ 回答方法 参加者全員に対して電子メールで回答するとともに、まちづくり松山のホームページで公表する。<https://machi-matsuyama.com/>

(3) 企画提案書の提出

以下のすべての書類を添付して提出すること。（郵送又は持参のいずれでも可）

※併せて、同書類をPDFファイルにより電子メールで提出すること。

提出書類名		部数	内容等	備考
1	企画提案書の提出	1	—	様式2
2	企画提案書	6	少なくとも以下の項目を言及したものであること。 ※表紙を含め20ページ以内とすること。 ・業務を実施する手法と内容及びその効果 ・業務の具体的計画及びスケジュール ・業務の実施体制 ・商店街集客及び消費喚起イベント案 ・光のアート演出及びイベント実施案 ・提案に関する連絡先	様式任意（A4）

3	見積書	1	積算根拠が明確になるよう具体的に記述すること。	様式任意（A4）
4	会社概要及び業務受託実績	6	会社案内パンフレット（1部）を添付すること。 ※コンソーシアムで参加する場合は各事業者について様式の提出を要する。	様式3

（４） 提出期限

２０２０年７月３１日（金）１７時００分（必着）

（５） 応募書類の取扱い

- ① 提出された応募書類等は返却しない。
- ② 提出された応募書類等は、審査の必要上、複製を作成することがある。

（６） 失格事項

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ① 各書類の提出期限を過ぎた場合
- ② 実施要領に定める手続き等に違反した場合
- ③ 提案書等に虚偽の記載をした場合

（７） その他

- ① 提案に関して必要となる費用は提案者の負担とする。
- ② 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ③ 参加意向申出書又は企画提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。

５． 契約の相手方の特定

（１） 特定方法

企画提案書及び見積書（以下企画提案書等という。）について審査を行い、採用候補となる企画提案等を選定する。

（２） 審査方法

- ① 提案者の審査は、「松山城を活用した光のアートイベントを契機とした城下町商店街への回遊とブランディング」企画運營業務委託業者選考委員会の評価に基づき発注者が決定する。
- ② 審査にあたっては、（３）の審査基準により、提出書類をもとに書面審査を行い、総合的に評価する。

(3) 審査基準

項目	評価の視点		評価得点 〈最低水準 点〉
1) 趣旨の理解	1) 趣旨の理解	・本業務の目的を理解した内容となっているか。	10 〈4〉
2) 実績	1) 事業者の業務実績	・本業務に係る業務実績及び本事業に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。	20 〈8〉
3) 実施体制	1) 執行体制	・業務執行のために適切な人員配置及び役割分担が妥当か。 ・進捗確認など発注者との連絡・調整が速やかに行える体制か。 ・問題発生時の適切な対応が考慮されているか。	20 〈8〉
	2) 実施管理者、主要スタッフの適正	・過去5年間に担当した業務の実績はあるか。	
4) 事業計画等 (企画内容)	1) 実施方針 (具体性・的確性)	・仕様書の業務内容について具体的な内容を提案しているか。	10 〈4〉
		・目的を達成するための業務志向へのアプローチは的確か。	
	2) 業務の実施体制	ア)【城下町商店街への回遊を促す取組】 ・光のアートイベント来場者の、商店街への回遊を促し、消費喚起に繋げる効果的なイベントや仕組みが提案されているか。	20 〈8〉
		イ)【ロープウェー商店街～松山城山ロープウェー東雲口駅舎での光のアートイベント】 ・イベント全体の演出が、一体的かつ魅力的な企画となっているか。 ・回遊性を高める仕組みが提案されているか。	20 〈8〉
		ウ)【長者ヶ平～松山城での文化財を活用したプロジェクトマッピング等、光のアートイベント（一部有料エリア）】 ・松山城の文化的価値や登山道の自然を活かした演出となっているか。 ・イベント運営の人員配置は適切か。	20 〈8〉
		エ)【国内・海外へのプロモーション、広告宣伝の展開】 ・効果的なプロモーション手法となっているか。 ・ターゲットとなる世代や属性を明らかにしているか	10 〈4〉
	3) 実現可能性	実施計画の内容が、実現性が高いものか。	10 〈4〉
5) 価格	委託料の総額 (消費税及び地方消費税を含む。)	120点×{1－見積額／提案限度価格}(小数点以下切り捨て)	60
合計			200

(4) 委託業者選考委員会の構成

委託業者選考委員会は、発注者・松山市・松山観光コンベンション協会・松山商工会議所・松山市商店街連盟の5者で構成する。なお、外部専門家を置き、意見を求めるものとする。

(5) 特定と結果の通知

- ① 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
- ② 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- ③ 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。
- ④ 特定後、すべての応募者に対し、特定、非特定の旨を通知する。

(6) 特定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

- ① 提出者が応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

6. 契約条件など

- (1) 契約条件については、優先交渉権者と発注者との間で提案内容を確認する場を設け、実施内容について精査・調整したうえで、最終的な契約内容及び金額を確定するものとする。(提案内容及び見積額でそのまま契約を行うものではない。)

- ① 本業務は、候補者の提案内容及び上記の協議内容を踏まえて実施する。
- ② 提案内容とその見積については、提案内容を見積金額で実施できることを確約したものとみなす。
- ③ 優先交渉権者と随意契約が成立しない場合にあっては、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

7. スケジュール

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 募集開始 | 2020年7月3日(金) |
| (2) 質問書の提出 | 2020年7月15日(水) 17時00分まで |
| (3) 質問書への回答 | 2020年7月17日(金) |
| (4) 参加意向の表明 | 2020年7月22日(水) 17時00分まで |
| (5) 企画提案書等の提出 | 2020年7月31日(金) 17時00分まで |
| (6) 書面審査 | 2020年8月上旬予定 |
| (7) 審査結果通知 | 2020年8月中旬予定 |
| (8) 契約締結 | 2020年8月下旬予定 |

8. その他

- (1) 本事業は、中小企業庁令和2年度予算「商店街活性化・観光消費創出事業」の採択を受け、商店街に、地域外や日常の需要以外から新たな需要を効果的に取り込み、消費の喚起に繋げることを目的に実施する。
- (2) 新型コロナウイルスの感染状況により、本企画提案を延期または中止する可能性がある。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策のため、必要な措置を講じること。措置を講じるにあたっては、政府が発表している「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や、愛媛県が発表している「愛媛県対新型コロナ防衛戦略～愛顔を守ろう！～」の最新の改訂内容を参照する

こと。

9. 本件の応募書類の提出先・お問い合わせ先

株式会社まちづくり松山 （担当）井上

〒790-0004 松山市大街道 1 丁目 3-3 サンコーセントラルビル 3F

TEL : 089-998-3533

FAX : 089-998-3588

電子メール : machi-m.1@tau.e-catv.ne.jp